

E の数値を算出する方法並びにVo及び風力係数の数値を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第87条第2項及び第4項の規定に基づき、E の数値を算出する方法ならびに Vo 及び風力係数の数値を次のように定める。

第1 建築基準法施行令第87条第2項に規定する E の数値は、次の式によって算出するものとする。

$$E = E_r^2 G_f$$

この式において、Er 及び Gf は、それぞれ次の数値をあらわすものとする。

Er 次項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数

Gf 第3項の規定によって算出したガスト影響係数

2 前項の式の Er は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。

$$H \text{が} Z_b \text{以下の場合} \quad E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_o} \right)^\alpha$$

$$H \text{が} Z_b \text{を超える場合} \quad E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_o} \right)^\alpha$$

この表において、Er、Zb、Zg、α、及びH は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Er 平均風速の高さ方向の分布を表す係数

Zb、Zg及びα 地表面粗度に応じて次ぎの表に掲げる数値

地表面粗度区分		Zb (単位m)	Zg (単位m)	α
I	都市計画区域外であって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が定める区域。	5	250	0.10
II	都市計画区域外であって地表面粗度区分 I の区域以外の区域。 (建築物の高さが13m以下の場合を除く。) 又は、都市計画地域内であって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500m以内のものに限る。)までの距離が500m以内の地域。(ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	5	350	0.15
III	地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域。	5	450	0.20
IV	都市計画区域外であって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規制が定める区域。	5	550	0.27

H 建築物の高さと軒の高さとの平均 (単位メートル)

3 第1項の式のGfは、前項の地表面粗度区分及びHに応じて次の表に掲げる数値とする。ただし、当該建築物の規模又は構造特性及び風圧力の変動特性について、風洞試験又は実測の結果に基づき算出する場合にあたっては、当該算出によることができる。

地表免訴度区分	(一)	(二)	(三)
	10以下の場合	10を超え40未満の場合	40以上の場合
I	2.0	(一)と(三)とに掲げる数値 を箚癖家的に補間した数値	1.8
II	2.2		2.0
III	2.5		2.1
IV	3.1		2.3

第2 令第87条第2項に規定するVo は、地方の区分に応じて次の表に掲げる数値とする。